

<今号の内容>

1. 行政の関与のあり方、外部監査の必置について議論
～第 8 回社会保障審議会 福祉部会～
2. 特例給付・特例地域型保育給付について
～子ども・子育て会議（第 19 回）、基準検討部会（第 23 回）合同会議～

1. 行政の関与のあり方、外部監査の必置について議論 ～第 8 回社会保障審議会 福祉部会～

11 月 10 日（月）に、第 8 回社会保障審議会福祉部会が開催され、行政の関与の在り方について、

- ①所轄庁による指導監督の在り方の見直し
 - ②国、都道府県、市の役割と連携の在り方の見直し
- の 2 つを論点として、議論が行われた。

それぞれについて、厚生労働省からは以下のような考え方が示された。

【所轄庁による指導監督の在り方の見直し】

- 社会福祉法人に対する指導監督については、法人運営の中で行政が関与すべき範囲を明確にして重点的に監査等を行うとともに、専門性を要する分野等においては外部の機関等を積極的に活用することにより、全体として指導監督の機能強化を図るべきではないか。

具体的に以下の事項などに取り組んではどうか。

《会計監査人の設置義務付け》

一定規模以上の法人（基準は収益及び負債を設定）に会計監査人の設置を義務付ける。具体的には、上場企業における監査費用の対売上高比率を参考に設定する。

※「2014 年度版上場企業監査人・監査報酬実態調査報告書（監査人・監査報酬問題研究会）」によると、売上高 10 億円以下の上場企業における監査証明報酬の対売上高比率は、約 0.5%となっている。

《運営協議会の設置》

法人ごとに地域代表や利用者代表の意見を聴く場（「運営協議会」）を置くことができることとする。

※「地域協議会」は、地域公益活動に係る地域ニーズを把握する等のため、地域単位で設置する機関。「運営協議会」は、個別の法人運営に対し地域住民、利用者の意見を反映させるため、法人ごとに設置する機関として位置づけてはどうか。

《外部監査等の実施による監査との役割分担》

専門的な見地と地域住民・利用者の視点から、適正な法人運営の担保を効果的に行うため、以下の一定の要件を満たす法人については、定期監査の実施周期の延長や監査項目の重点化等の仕組みを導入。

- ①社会福祉法人制度改革に即したガバナンスや運営の透明性の確保、財務規律の確立等に適切に対応している法人
- ②財務諸表や現況報告書のほか、会計監査人が作成する会計監査報告書及び「運営協議会」の議事録を提出して、所轄庁による審査の結果、適切な組織運営・会計処理の実施や地域等の意見を踏まえた法人運営が行われている法人

- その他、所轄庁の指導監督については、
 - ①法令違反等の不適正な運営が行われていないかを確認し、実効性ある是正措置等を講ずることができるよう、立入検査等詳細な検査に係る権限規定
 - ②経営改善や法令遵守等の徹底の観点から、勧告・公表に係る規定を整備してはどうか。

【国、都道府県、市の役割と連携の在り方の見直し】

- 今後の社会福祉法人の指導監督については、国・都道府県・市それぞれの役割に応じて、連携・支援する仕組みとすべきであり、所轄庁としての役割のほかに、
 - ①都道府県においては、広域的な地方公共団体として、管内の市による指導監督を支援する役割
 - ②国においては、制度を所管し、適正な運用を確保する役割を担うこととし、そのために必要な連携等に係る規定を整備すべきではないか。
- また、財務諸表、現況報告書等については、所轄庁として法人の指導監督等に活用するほか、
 - ①都道府県は、広域的な地方公共団体として、管内の法人に係る書類を収集の上、法人規模や地域特性に着目した分析を行う等により、管内所轄庁の支援、地域住民のサービス利用、法人による経営分析に活用できるようにし、
 - ②国においては、都道府県において収集した情報を基に、全国的なデータベースを構築すべきではないか。
- 法人の広域的な事業展開に対応するため、法人所轄庁と当該法人の事業所又は従たる事務所が所在する区域の法人所轄庁である都道府県又は市との連携に関する所要の規定を認定NPOの監督の仕組みを参考に整備すべきではないか。

委員からの主な意見は、以下のとおりである。(→部分の回答は厚生労働省)

【所轄庁による指導監督の在り方の見直しについて】

○会計監査人の設置義務付け

- ・外部監査の導入に否定的なわけではない。しかし、売上高 10 億円以上の場合 0.5%を監査報酬に充てるとの記載があるが、措置施設においては、3 施設ほど経営していれば 10 億円を超えることになるが、実態として監査への費用を捻出することは財政上厳しいうえに、そもそも監査に費用を回せる仕組みがない。どのように仕組みを入れるかは検討が必要である。(藤野委員)
- 小規模法人が多い社会福祉法人の実態を踏まえ、監査費用の目安として、上場企業の監査報酬実態調査結果のうち最も小規模である「売上高 10 億円以下」における対売上高比率 0.5%を参考として挙げた。10 億円という数字は、会計監査人の義務付けの基準として提案しているわけではない。
- ・会計監査人設置の義務付けについては、賛成である。努力義務では足りないだろうし、一部新聞を賑わせているような法人をチェックする仕組みとなる。どう仕組みを取り入れるかが課題である。(藤井委員)
- ・会計監査人の設置については、公益法人として透明性を高める意味でもすべての法人で必置とすべきではないか。また、監査人について、公認会計士や監査法人とし、学識者はむしろ内部監査等で活躍いただくべきではないか。(柳川委員)
- ・自法人においても 800 万円をかけて監査法人を導入しているが、法人機能の強化に大変役にたっている。是非義務化するべき。(対馬委員)
- ・会計監査人による監査を義務化するのであれば、行政が公認会計士を派遣するなどの対応をとらないと児童分野において義務化は現実的でない。(藤野委員)
- ・児童養護出身者に対する支援が最重要であると子どもの貧困対策法においても言われている中で、費用負担の大きな外部監査を一律に必置とすることでマイナスの影響がでることを懸念する。(宮本部会長代理)

○運営協議会の設置

- ・公益性のチェックには会計監査人だけでは弱いので、小規模法人にあまり負担がかからないように、1 拠点の法人については、地域協議会と運営協議会を同じとすることを可能にするなどの配慮をしつつ、運営協議会が各法人の自己評価をチェックする機能を持つべき。(藤井委員)
- 運営協議会については、地域協議会とは役割が違うので、人選も変わってくる。
- ・運営協議会については、置くことができると記載があるが、後半部分を読むと議事録の提出が求められるなど義務化のようにも取れる。保育所にはもともと保護者会もあり、利用者や地域の声を聞く機会はすでにある。地域協議会も含め、会議運営ばかりになっては本末転倒ではないか。(高橋英委員)
- ・運営協議会に利用者代表を入れるとの表記があるが、利用者の関心はガバナンスではなくサービスにあるのではないか。法人のガバナンスを検討する場ではなく、拠点ごとに利用者の声を聞く場を設けた方が良いのではないか。(武居委員)
- ・運営協議会をわざわざ義務付ける必要があるのか。評議員会に地域代表者を入れると

いった見直しがされたことで、地域の声を取り入れる機能を十分に果たすのではないか。理事の中に、責務と職務を限定して地域代表者を入れた方が良いのではないか。

(関川委員)

- ・法人の負担を考えると運営協議会の必置はかなり負担となる。これまでの見直しで透明性やガバナンスはすでに担保されているのではないか。(小林委員)

○外部監査等の実施による監査との役割分担

- ・行政監査については、行政の監督責任として当然の責務。行政監査が基本にあり、その上で会計監査人の監査を入れる場合、行政の監査が簡略化できるという考え方が重要なのではないか。(武居委員)

- ・会計監査人の設置は賛成であるが、まずは行政監査ありきで考えるべき。また、財務諸表の監査であれば、監事や所轄庁の担当者研修で十分であるので、会計監査人には、私的流用や虚偽記載などの発見機能にまで踏み込んで監査をしてほしい。

(関川委員)

- ・外部監査は財務規律を監査するもので、ガバナンスについての監査は行政が行うなど分けて考える必要があるのではないか。(武居委員)

→会計監査人による外部監査のみでガバナンスまで把握するのは難しいので、行政監査との役割分担と考えている。外部監査がしっかりと行われていれば、行政監査は長期的な間隔での監査でよいという意味。

- ・公益法人として、会計監査人を置かないということはおかしなことであるが、株式会社と違い、社会福祉法人は財務諸表をチェックしただけでガバナンスの大部分までチェックできる仕組みではない。行政監査がベースにあっての外部監査である。

(藤井委員)

- ・地域公益活動について、所轄庁がどこまで指導、監督するのか。(橘委員)

→地域公益活動だけを本体事業と切り分けて指導することは難しい。

- ・公益性の監査は所轄庁が実施すべき。実態として、公益性を疑うような利益率を上げている法人がある。一方で、藤野委員が言っている通り児童養護関係の法人に余裕がないというのも事実である。(松山委員)

【国、都道府県、市の役割と連携の在り方の見直しについて】

- ・行政監査は法定受託事務であり、本来国が果たすべき役割である。それを自治体が独自に運用していることは問題である。(花井委員代理：平川参考人)
- ・現状、各地の行政監査担当者が個人的な考えで監査をしている事例が見受けられる。都道府県が市の監査を支援できる仕組みが必要ではないか。(福間委員)
- ・都道府県が連絡協議会のチェック機能、法人の自主性を尊重した監査のガイドライン、監査人に対する研修の実施などの役割を担うべき。(関川委員)

【その他】

- ・「本来事業をおろそかにしてまで公益活動を実施しろとは誰も言っていない」という前回の発言について取り上げられたが、本来事業をしっかりやっていたら地域公益活動

をやらなくてよいという趣旨は全くない。(田中部会長)

- ・行政側と社会福祉法人側にそれぞれ不信感をもっているケースがあり、相互の関係を変えていかないまま今回の案の形になると今後ますます不信感が増していく事態になりかねない。監査をする行政側の研修だけでなく、監査を受ける社会福祉法人側の研修の実施や、行政と法人の言い分が異なる場合に仲裁をする仕組みなどソフト面での対応もすべき。(藤井委員)
- ・評議員会を議決機関化するのであれば、地域代表者として利用者の関係者を入れることが責任の関係から難しくなる。(藤野委員)
- ・人材育成について、介護技術総合研究所のようなものを設置し、国を挙げて取り組んでほしい。(小林委員)
- ・財務諸表のデータベースについては、公表する機能も備えたものとするとも考えているのか(川井委員)
→データを公表し、活用できるようにしたい。
- ・本部経費の位置付けが明確になっていない。実務に合った形で処理できるようにすべき。(福間委員)

議論の最後に田中部会長からこれまでの議論を踏まえ「ケアのレベルがよいのかどうか、会計処理ができていないか、ガバナンスがしっかりしているかについては、それぞれ別に考えるべき」との発言があった。

当日資料は、以下の URL にて公開されている。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000061833.html>

第9回福祉部会は、11月19日(水)に開催される。

2. 特例給付・特例地域型保育給付について

～子ども・子育て会議(第19回)、基準検討部会(第23回)合同会議～

10月24日、子ども・子育て会議(第19回)、基準検討部会(第23回)合同会議が開催され、

①特例給付・特例地域型保育給付について

②認定こども園に係る対応について

を議題として議論が行われた。

冒頭、事務局から資料に沿って説明が行われた。

(当日資料は、以下の内閣府ホームページに掲載されている)

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo_kosodate/k_19/index.html

①特例給付・特例地域型保育給付について

冒頭、事務局から資料に沿って、施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費、特例地域型保育給付費の4種類の給付要件等の考え方について説明がされ、委員からは、「非常に細部に渡る配慮があり、全ての子どもに対応するための新制度の考え方に即している」との意見があり、賛同する意見が相次いだ。

②認定こども園に係る対応について

これまでの議論の中で最も大きな課題として挙げられている、認定こども園へ移行することによる減収について、事務局より原因および対応が示された。

・減収の原因

- i. 現行幼保連携型認定こども園の施設長の人件費が一人分に減額
- ii. 現行の私学助成の水準や配分方法が、都道府県により大きく異なる中で、国が新制度により統一的に保障しようとする全国水準には一定の限界がある
- iii. 質改善後の単価の場合は、現行収入を上回るが、質改善前の単価の場合は下がる

・当面の対応方針

- i. 現行の幼保連携型認定こども園が新制度へ移行するにあたっては、施設長の人件費に係る経過措置を設ける
- ii. 少人数の1号定員を設定する認定こども園について、特有の加算項目を設ける
- iii. 定員規模に応じた各種加算・加配について検討する

委員からは、「7,000億円の質改善分の財源確保ができなければ、これまでの議論は役に立たないので、必ず確保に努めて欲しい」、「消費税増税がされなかった場合についても、代替財源を優先して確保する必要がある」といった意見が相次いだ。

その他にも、チーム保育加算をはじめとする各種加算をについて、幼稚園型、保育園型によって不公平が出ないように加算のあり方を見直すべきといった意見や、現状多くの施設が地方自治体の補助金に頼らずに運営していることから、新制度においても国の給付費だけで運営できるように公定価格を試算すべきといった意見があがった。

次回の開催日程は未定。

会員法人の皆様
本会ホームページをご活用ください！
<http://www.keieikyo.gr.jp/>

会員法人情報公開ページを開設

法人の社会への情報公開のツールとして、ぜひ、法人情報公開ページをご活用ください。自法人のホームページがなくても**無料**でインターネット上に情報公開ができます（法人概要、公益的取組等の実施状況、事業報告、財務諸表、監査報告書など）。もちろん、法人の既存ホームページへのリンクも可能です。

（ホームページ右の「会員法人情報公開ページ」をクリック）

WEB経営診断

会員法人が自ら法人の現状把握と経営課題の抽出、改善への取り組みに向けて、手軽にホームページ上にて、**無料**で経営診断できるツールです。

「チェックリスト」「組織風土診断」「財務分析」の3つを利用いただけます。

（ホームページ左の「WEB経営診断」のロゴマークをクリック）

<「経営協情報」送付先>

- ・ 電子メールによる直接配信をご希望された全国経営協会員法人
- ・ 全国経営協 協議員・監事・相談役
- ・ 都道府県経営協の正副会長、事務局
- ・ 全国社会福祉法人経営青年会 会員（メールニュース配信希望者のみ）